

第 3 6 号議案

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付事業を廃止する必要がある。

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例を廃止する条例

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例（昭和52年中野区条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に高額療養費資金及び出産資金の貸付けの申込みを行った者に係る借受けの資格、貸付金の額、貸付けの決定及び通知並びに貸付金の利子、償還（清算を含む。）及び返還については、なお従前の例による。